平成２２年（フ）第３２０号
堺市南区竹城台１丁２番８―310号、前住所堺市堺区北清水町１丁３番17号　キッコウ文化２Ｂ
債務者　有田　恵子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
福岡県行橋市南大橋３丁目１番１―202号
債務者　中村ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
福岡県行橋市大字元永280番地207
債務者　瓜生　睦美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第８９５号
盛岡市永井22地割３番地199
債務者　鳥内　一正
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９６号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割15番地36
債務者　浅沼　直明
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０８号
岩手県北上市上野町２丁目19番８号
債務者　佐藤富美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１９号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷６番地142、旧住所神奈川県大和市上草柳３丁目10番14号杉山ハイツ102号
債務者　森子　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３８号
岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田52番地　パストラル日詰Ｂ101
債務者　佐々木英雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３９号
岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田52番地　パストラル日詰Ｂ101
債務者　佐々木よし子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４３号
岩手県久慈市長内町第46地割７番地
債務者　大尻久美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1027番地４
債務者　岩渕　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５２号
盛岡市桜台１丁目28番11号
債務者　堀江　健司
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５４号
岩手県気仙郡住田町上有住字中沢110番地１
債務者　山内　　圭
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５７号
盛岡市津志田27地割45番地18　サンハイツ津志田102号
債務者　上野　育子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６５号
盛岡市東安庭１丁目６番43号　名郷根アパート２号
債務者　藤原　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元1039番地の３
債務者　山田　順一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
新潟県新発田市藤塚浜1750番地１
債務者　齋藤ヨシイ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部